

<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局关于规范银行卡境外大额提取现金交易的通知</b> 汇发〔2017〕29号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行；中国银联股份有限公司：</p> <p>为完善银行卡跨境使用的反洗钱、反恐怖融资、反逃税监管，根据《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《条例》）等法规，国家外汇管理局（以下简称外汇局）就银行卡境外大额提取现金交易有关问题通知如下：</p> <p>一、个人持境内银行卡在境外提取现金，本人名下银行卡（含附属卡）合计每个自然年度不得超过等值10万元人民币。超过年度额度的，本年及次年将被暂停持境内银行卡在境外提取现金。</p> <p>个人不得通过借用他人银行卡或出借本人银行卡等方式规避或协助规避境外提取现金管理。</p> <p>二、外汇局每日通过银行卡境外交易外汇管理系统向发卡金融机构发送暂停持境内银行卡在境外提取现金个人名单，发卡金融机构应不晚于北京时间当日17时起暂停名单内所列个人使用本机构银行卡在境外提取现金。</p> <p>发卡金融机构应做好自身业务系统设置，严格实施前款规定。涉及系统改造的，应最迟于2018年4月1日前完成。</p> <p>三、个人被列入暂停持境内银行卡在境外提取现金名单的，可凭本人有效身份证件向外汇局分支局查询境外提取现金明细；委托他人进行查询的，应提供委托人和受托人的有效身份证件、委托人的授权书。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局：銀行カードによる国外高額現金引出取引の規範化に関する通知</b> 匯發[2017]29号</p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局；各全国性中資銀行；中国銀聯股份有限公司：</p> <p>銀行カードのクロスボーダー使用のアンチマネーロンダリング・アンチテロ融資・反脱税の監督管理を完備するため、《中華人民共和国外貨管理条例》（以下《条例》）などの法規に基づき、国家外貨管理局（以下「外管局」）は、銀行カードの国外高額現金引出取引に関する問題について以下の通り通知する：</p> <p>一、個人が国内銀行カードにより国外において現金を引き出す場合、本人名義の銀行カード（附属カードを含む）の暦年あたりの合計は、10万人民元相当を超過してはならない。年度限度額を超過した場合、当年および翌年は国内銀行カードによる国外現金引出を暫時停止する。</p> <p>個人は、他人の銀行カード借用あるいは本人の銀行カード貸出などの方式を通じて国外現金引出管理を回避あるいは回避を幫助してはならない。</p> <p>二、外管局は、毎日、銀行カード国外取引外貨管理システムを通じてカード発行金融機関に国内銀行カードによる国外現金引出暫時停止個人リストを送信し、カード発行金融機関は、北京時間の当日17時までにリストに列挙された個人の本機関の銀行カードを使用した国外現金引出を暫時停止しなければならない。</p> <p>カード発行金融機関は、自身の業務システムの設置を適切に行い、前款の規定を厳格に実施しなければならない。システム改造に関わる場合、遅くとも2018年4月1日までに完了しなければならない。</p> <p>三、個人が国内銀行カードの国外現金引出暫時停止リストに列挙された場合、本人の有効な身分証書により外管局支局に国外現金引出明細を照会することができる；他人に委託して照会する場合、委託者および受託者の有効な身分証書・委託者の授權書を提供しなければならない。</p>
--	---

<p>四、个人持境内银行卡在境外提取现金，外币卡由每卡每日不得超过等值1000美元调整为等值1万元人民币，由发卡金融机构在自身业务系统内实现；人民币卡管理维持每卡每日不得超过等值1万元人民币，由境内人民币卡清算组织统一在自身业务系统实现。</p> <p>五、发卡金融机构应完善客户管理，加强政策宣传，采取有效方式提示发生境外提取现金交易的持卡人注意政策变化，引导个人减少境外大额现金使用，并妥善保管暂持境内银行卡在境外提取现金个人信息。</p> <p>六、发卡金融机构、境内人民币卡清算组织及个人违反本通知规定的，按《条例》有关规定进行处罚。</p> <p>七、本通知自2018年1月1日起实施。《国家外汇管理局关于规范银行外币卡管理的通知》（汇发〔2010〕53号）第三条第（七）款、《国家外汇管理局关于进一步加强银联人民币卡境外提现管理的通知》（汇发〔2015〕40号）自2018年4月1日起废止。</p> <p>外汇局各分局、管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、城市商业银行、农村商业银行、外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行、农村合作金融机构、村镇银行等。</p> <p>特此通知。</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2017年12月29日</p>	<p>四、個人の国内銀行カードによる国外現金引出について、外貨カードは毎日のカードあたりの超過不可を1,000米ドル相当から1万人民元相当に調整し、これはカード発行金融機関が自身の業務システムにおいて実現する；人民元カードの管理は、毎日カードあたり1万人民元相当超過不可を維持し、国内人民元カード決済組織が統一して自身の業務システムにおいて実現する。</p> <p>五、カード発行金融機関は、顧客管理を完備し、政策宣伝を強化し、有効な方法を講じて国外現金引出取引が発生するカード保有者に政策の変化に注意するよう喚起し、個人が高額現金の国外使用を減らすよう指導し、併せて国内銀行カードによる国外現金引出の個人情報適切に保管しなければならない。</p> <p>六、カード発行金融機関・国内人民元カード決済組織および個人が本通知の規定に違反した場合、《条例》の関連規定に基づき処罰する。</p> <p>七、本通知は、2018年1月1日より実施する。《国家外貨管理局：銀行外貨カード管理の規範化に関する通知》（匯發[2010]53号）第三条第（七）款・《国家外貨管理局：銀聯人民元カードによる国外現金引出管理のさらなる強化に関する通知》（匯發[2015]40号）は、2018年4月1日より廃止する。</p> <p>外管局各分局・管理部は、本通知の受領後、速やかに管轄内の中心支局・都市商業銀行・農村商業銀行・外商独資銀行・中外合弁銀行・外国銀行の支店・農村合作金融機関・村鎮銀行などに転送しなければならない。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2017年12月29日</p>
---	--